

産業廃棄物処分業許可証

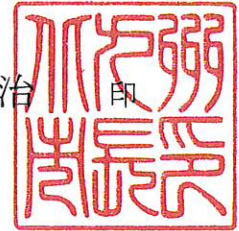
住 所 北九州市若松区北湊町10番3号

氏 名 株式会社 ニシプラ

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 佐藤 定成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許 可 の 年 月 日 令和 4年 5月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 5月 14日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎、圧縮）

産業廃棄物の種類

- 破碎 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず（自動車等破碎物を除く。）
以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 圧縮 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、繊維くず、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず（繊維状のものに限る。）
以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設 別紙のとおり

3 許可の条件 な し

4 許可の更新又は変更の状況

平成29年 5月15日 新規許可 令和 4年 5月15日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず

設置場所：北九州市若松区北湊町10番3

設置年月日：令和4年4月18日（当初設置年月日 平成29年5月15日）

処理能力	： 廃プラスチック類	1日あたり2.03トン（8時間）
	紙くず	1日あたり2.02トン（8時間）
	木くず	1日あたり2.09トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり1.47トン（8時間）
	金属くず	1日あたり2.94トン（8時間）
	ガラスくず	1日あたり2.76トン（8時間）

施設の種類：圧縮施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、

設置場所：北九州市若松区北湊町10番3

設置年月日：令和4年4月18日（当初設置年月日 平成29年5月15日）

処理能力	： 廃プラスチック類	1日あたり11.20トン（8時間）
	紙くず	1日あたり12.00トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり8.80トン（8時間）
	金属くず	1日あたり7.20トン（8時間）
	ガラスくず	1日あたり8.80トン（8時間）

以下余白

